

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 16 号に掲げる小型定置漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 8 年 1 月 23 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
かれい・そい小型定置漁業	3 人	定めなし	次に掲げるナ、ニ、ヌ、コ及びコの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点 1 東津軽郡外ヶ浜町平館根岸湯の沢と同町平館根岸小川の境に設置した標柱 基点 2 東津軽郡外ヶ浜町平館今津才の神川左岸から 150 メートル北側の海辺に設置した標柱 点ナ 基点 1 から真方位 89 度 30 分 3,100 メートルの点 点ニ 基点 2 から真方位 89 度 30 分 3,800 メートルの点 点ヌ 基点 2 から真方位 89 度 30 分 2,500 メートルの点 点コ 基点 1 から真方位 89 度 30 分 1,940 メートルの点	4 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで	東津軽郡外ヶ浜町に住所を有する者	令和 8 年 1 月 23 日から 令和 8 年 3 月 9 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 40 センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に、蛍光塗料又は蛍光プラスチックフィルムで、許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない (2) 敷設できる漁具の構造は、底層式とする (3) 漁具の規模は、垣網の長さ 120 メートル以内とし、使用できる錨網の長さは、身網設置水深の 4 倍以内とする (4) 全長 20 センチメートル未満のマコガレイは、再放流すること (5) ほたてがい養殖業を妨げてはならない (6) 設置できる漁具の数は、5 ケ統以内とする